

健康保険 資格喪失申出書

兼 保険料還付請求書(任意継続)

健保決裁欄	常務理事	所属長	主担者	係員

下記理由により、任意継続被保険者の資格を喪失いたします。
 また、資格喪失後の支払い保険料がある場合はお届けして
 います給付金振込先口座へ還付請求いたします。

記入年月日
平成 年 月 日

任意継続被保険者証		被保険者氏名		生年月日	
記号	番号	昭和 平成	年 月 日		
91					
住所	〒 -			TEL (- -)	

下記の表の該当の番号に○印をし、必要書類を下欄に貼付して下さい。

資格喪失理由		必要書類
1	就職して他健保に加入したため	新しい保険証の写し
2	65～74歳で一定の障害状態にあることで 広域連合の認定を受けたため	後期高齢者医療被保険者証の写し

必須
 パナソニック健保の
 保険証(ご本人・ご家
 族様分全て)を返却し
 てください

新しい保険証のコピーを貼付して下さい
 (本人分のみ)

健保受付日			
資格喪失日			
年	月	日	
保険料入金状況			
年 月まで入金			
返金	有・無		
同月得喪	有・無		

健保記入欄.....

返金内容		支払方法	
平成 年 月 ~ 平成 年 月		一年 半年 月	振込 引落
健康保険料	円	当年度	前年度
介護保険料	円	被保険者証回収	
合計	円	本人 枚	家族 枚

被保険者(被扶養者)の資格を喪失される皆さまへ



< 保険証に関するご案内 >

ご就職等で新しい健康保険に加入する場合、「資格取得日」より
パナソニック健保の保険証は使用できません。

※健康保険証の交付日は「資格取得日」ではありませんのでご注意ください。

◎保険証は必ずご返却ください!!

< 例 : ご就職先での 10 月 16 日から健康保険の資格を取得する場合 >

・パナソニック健保の資格喪失日 : 10 月 16 日

※パナソニック健保の健康保険証は 10 月 15 日まで有効となり、
10 月 16 日 (資格喪失日) からは使用できません。

資格喪失日以降にパナソニック健保の保険証で受診されると、
医療費の返還請求をさせていただきます。

< 次に加える健康保険証がまだ手元になく、医療機関を受診される場合 >

保険証が交付されるまでの間、医療機関で受診する予定があるときは、ご
本人の申請により、「健康保険被保険者資格証明書」の交付を受けられます。
詳しくは次に加える健康保険(就職先)にご確認ください。



ご不明なことがございましたらパナソニック健保までお問合せください。

< なお、お問合せ時に健康保険証の記号・番号をお知らせいただくと、スムーズにご案内ができます >

< お問合せ先 >

パナソニック健康保険組合 保険業務部
フリーダイヤル 0120-878-863
(平日 9:00 ~ 17:00)